

# 平成22年第2回定例会

## 防災農水商工常任委員会説明資料

頁

### ◎所管事項説明

1 第3次三重地震対策アクションプログラム（中間案）について	1
2 三重県中小企業事業継続計画モデル（骨子案）について	5
3 みえ企業等防災ネットワークの構築について	7
4 消防の広域化について	9
5 防災に関する県民意識調査結果（速報）について	12
6 市町防災力診断結果について	34
7 企業防災力診断結果（速報）について	37
8 審議会等の開催状況について	46

### ◎報告事項

1 「みえ地震対策の日」啓発事業の概要について	47
-------------------------	----

別冊1 第3次三重地震対策アクションプログラム（中間案）

別冊2 市町防災力診断結果

平成22年12月13日

防災危機管理部

# 1 第3次三重地震対策アクションプログラム（中間案）について

## 1 策定の経緯

三重県では、平成14年度に「三重地震対策アクションプログラム」、平成19年度に「第2次三重地震対策アクションプログラム」を作成し、地震対策について総合的・計画的に取組を進めてきました。

また、平成21年3月には、「自助」「共助」「公助」の基本理念のもと、地震災害のみならず、風水害その他の自然災害及びこれらの複合型災害にも対応できる地域社会の実現をはかるため「三重県防災対策推進条例」を制定しています。

「第3次三重地震対策アクションプログラム」は、第1次（平成14～18年度）、第2次（平成19～22年度）を引き継ぐ計画として、「三重県の減災目標」の達成をめざします。

### 三重県の減災目標

平成26年度までに、

東海・東南海・南海地震の同時発生時の死者数、経済的被害額を半減させる。

死 者 数： 約4,800人 → 約2,400人

経済的被害額： 約3兆円 → 約1.6兆円

## 2 第3次三重地震対策アクションプログラムの基本的事項

### （1）目的

三重県に大きな影響を及ぼすことが懸念される地震として、東海地震、東南海・南海地震や内陸活断層による地震が想定されています。東南海地震、南海地震は、今後30年以内に発生する確率が、それぞれ60～70%、60%程度と評価されています。

いつ起きてもおかしくない地震に対し、「第3次三重地震対策アクションプログラム」は、「自助」「共助」「公助」の理念のもと、地震のみならず複合型災害にも対応できる地域社会の実現をはかるため、県や市町、防災関係機関による取組だけでなく、県民の皆さんをはじめ自主防災組織、企業等の多様な主体と連携・協働した総合的な地震対策を進めることとします。

### （2）位置づけ

「第3次三重地震対策アクションプログラム」は「三重県防災対策推進条例第10条第2項」に基づく事業計画であり、「三重県地域防災計画（震災対策編）」を推進するための行動計画と位置づけます。

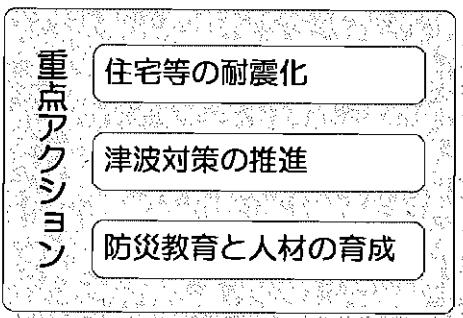
第10条第2項 県は、地域防災計画等において定められた防災対策に関する事項の計画的な実施に資するため、事業計画を策定しなければならない。

### （3）実施主体

「第3次三重地震対策アクションプログラム」は、第2次に引き続き多様な主体の協働による行動計画と位置づけ、それぞれの主体（県民、事業者、行政）が役割を担い、連携・協働して地震対策の取組を推進します。

#### (4) 重点アクションの設置

「第3次三重地震対策アクションプログラム」では「三重県の減災目標」に直結する取組を重点アクションとして明示して取り組み、減災目標の達成をめざします。



#### (5) 計画期間

計画期間は平成23年度～26年度までの4年間とします。

#### (6) 進行管理

アクションの実効性を確保するために、主担当部がすべてのアクションに目標値を設定して毎年度目標達成に向けた進行管理を行います。

なお、アクションプログラムの全体の進捗状況については、防災危機管理部で取りまとめ、毎年度公表するとともに、三重県防災対策会議等で進行管理を行い、必要に応じて見直しを行います。

#### (7) 三重風水害等対策アクションプログラムの見直しについて

「第3次三重地震対策アクションプログラム」と関連した「三重風水害等対策アクションプログラム」の取組の目標数値等は、「第3次三重地震対策アクションプログラム」の制定にあわせて見直しを行います。

### 3 施策体系

第2次三重地震対策アクションプログラムに引き続き、3つの「施策目標」のもとに、「施策の柱」、「施策項目」、「アクション」を位置づける体系を踏襲するとともに、成果と課題を踏まえ、地域を守る人づくり、避難対策等の強化、地震災害に強い地域づくり、災害復旧・生活安定対策の充実を新たに施策の柱として位置づけました。

第3次三重地震対策アクションプログラムの施策体系（案）は別紙のとおりです。

#### 施策目標Ⅰ 防災文化の醸成

県民一人ひとりが、家庭、職場、地域において積極的に防災活動に取り組み、次世代の人材を地域で育成するとともに、こうした取組を県民の生活に定着した防災文化として引き継いでいくために、「防災文化の醸成」を施策目標とします。

#### 施策目標Ⅱ 被害の軽減（減災）

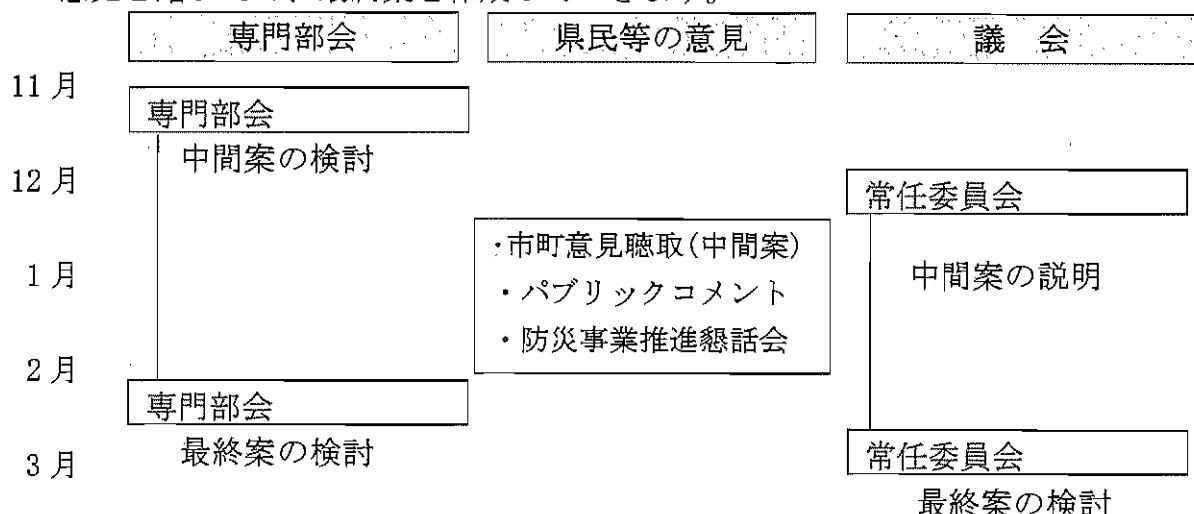
県民の身体・生命の安全を第一とし、避難対策等の強化（津波からの避難など）や地震災害に強い地域づくり（住宅の耐震化など）など、津波や建物倒壊などによる人的・経済的被害を早急に軽減するために「被害の軽減（減災）」を施策目標とします。

### 施策目標Ⅲ 応急体制の確立

発災時において、国・市町・防災関係機関等と連携し、救助・救援活動、医療活動、輸送手段の確保等、初動活動の迅速化や災害復旧体制の充実をはかるために、「応急体制の確立」を施策目標とします。

#### 4 今後のスケジュール

県議会や検討専門部会、今後実施する市町との意見交換、パブリックコメント等の意見を踏まえて、最終案を作成していきます。



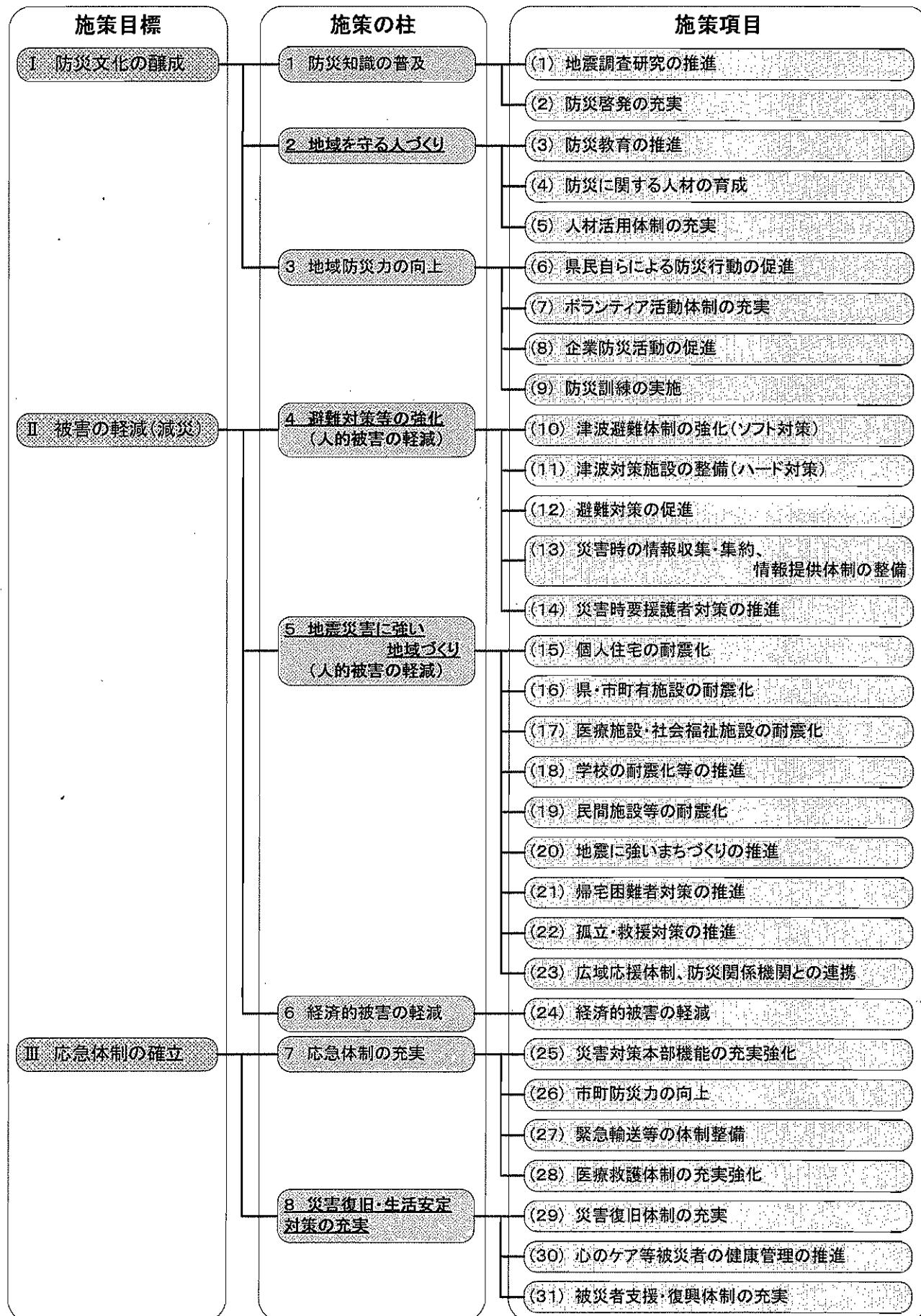
#### 【参考】第3次三重地震対策アクションプログラム検討専門部会委員(敬称略 五十音順)

平成 22 年 6 月現在

委員氏名	職 名
青木 薫	鈴鹿市防災安全課長 (市代表)
伊藤 真理	東員町社会福祉協議会
川北 悟司	三重県消防長会 会長 (四日市市消防長)
川口 淳	三重大学大学院工学研究科准教授
河田 恵昭	関西大学理事・社会安全学部長・教授 【委員長】
木村 玲欧	富士常葉大学大学院環境防災学研究科准教授
条内 利雄	四日市市民防災隊連絡協議会 会長
小西 達男	気象庁津地方気象台長
阪本 勉	中部電力株式会社三重支店総務部長
塩井 直彦	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長
竹田 寛	三重大学医学部附属病院長
谷口 繁喜	三重県消防協会 会長
南部 美智代	災害ボランティアネットワーク鈴鹿理事長
服部 哲也	東員町防災安全課長 (町代表)
福森 清保	警察本部警備部長
横田 真二	総務省消防庁国民保護・防災部防災課長
東地 隆司	防災危機管理部長 【部会長】

## 別 紙

### 第3次三重地震対策アクションプログラムの施策体系（案）



## 2 三重県中小企業B C P モデル（骨子案）について

### 1 現状と課題

平成19年度に実施した企業防災力診断の結果、「中小企業に対する支援を行うことが防災力の底上げに効果的である」、「事業継続計画（B C P）の策定が進んでいない」という課題が明らかになりました。

今年度実施した企業防災力診断においても、事業継続計画（B C P）を策定している事業所の割合は全体で約22%、50人以下の従業員数の企業においては約17%と、B C P策定が進んでいない傾向が続いています。

#### 事業継続計画（B C P）とは

企業が自然災害や大火災などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを、あらかじめ取り決めておく計画のことです。

### 2 目的

こうした課題に対応するために、三重大学と連携して「三重県中小企業B C P モデル」を作成し、普及・啓発に努め、特に中小企業のB C P策定を促進していきます。

### 3 B C P モデルの概要

中小製造業向け（入門編、標準編）、中小商業・サービス業向け（入門編、標準編）の合計4種類のB C P モデルを、代表的対応策や記入見本とあわせて作成します。

内閣府が作成した各種B C Pに関するガイドライン等を参考として、それぞれの企業が、自らの業種や防災取組の状況に応じて、活用できる内容とします。

### 4 B C P モデルの構成

三重県中小企業B C P モデル（骨子案）の構成は、別紙のとおりです。

**別 紙**

**三重県中小企業BCPモデル（骨子案）**

1. BCP基本方針の決定		BCPを策定する目的を意思表明します。
2. 1 対象とする災害		対象とする災害を設定します。
2. 2 重要業務の決定		最優先に事業を継続または復旧しなければならない事業を決定します。
2. 3 目標とする復旧時間の決定		事業の継続、あるいは早期に事業再開するまでの目標とする復旧時間を決定し、それを実現するための対応策を検討します。
2. 計画  重要業務が受ける被害の想定	2. 4. 1 災害危険度の確認 (前提条件)	重要業務を行うために必要な拠点の位置と被害の大きさを確認します。
	2. 4. 2 自社に想定される被害	主要拠点における被害をイメージします。
	2. 4. 3 財務面での被害想定	利用できる資金の整理を行います。
2. 5 被害想定に基づくBCP対応策検討	2. 5. 1 重要な経営資源の抽出	「2. 2 重要業務の決定」で決めた重要業務を対象に、どのような経営資源が必要か、復旧目標を達成するためにはどのような対応策が必要となるかを検討します。
	2. 5. 2 抽出した経営資源の評価	
	2. 5. 3 BCP対応策の実施時期の決定	洗い出した対応策を「BCP対応策一覧」としてまとめ、短期的に実施する項目か、長期的に実施する項目かに分類します。
	2. 5. 4 長期的なBCP対応策の実施計画立案	
3. 事業継続対応		各対応の担当責任者とその代理の決定、BCPの発動基準を検討します。
4. 教育・訓練計画		従業員への教育、訓練を計画します。
5. 点検・是正措置・見直し		定期的な見直しを行うための基準を設定します。

### 3 みえ企業等防災ネットワークについて

#### 1 現状と課題

県内の企業防災の取組を促進するため、地域別企業向け研修や企業防災力診断、事業所の防災取組事例集の作成・配布、災害復旧用オープンスペースの確保等を行っています。

平成19年度に実施した企業防災力診断において、

- ・「事業所の従業員、家族に向けた防災啓発・教育の推進」
- ・「地震防災活動を企業の経営問題としてとらえ、リスクマネジメントの一環として取り組む重要性と責任を事業所に理解してもらう仕組みづくり」
- ・「周辺地域や他企業との連携や協定がほとんどなされていない状況の改善」

等が進んでいない状況が明らかとなりました。

今年度実施した企業防災力診断においても同様の状況にあり、こうした課題の解決に向けて取り組んでいく必要がありますが、県内企業と行政等が全県的に連携できる枠組みがありませんでした。

#### 2 目的

みえ企業等防災ネットワークの会員が防災に関する知識の習得や、会員相互の交流・相互理解・協力をを行うとともに、平時から非常時を意識した対策を講じ、企業等の自然災害に対する被害の軽減・復旧の迅速化をはかるなど、企業防災力の向上や地域社会との連携の促進を目的としています。

#### 3 活動の概要

企業と地域の防災力を高めるため、次のような活動を行います。

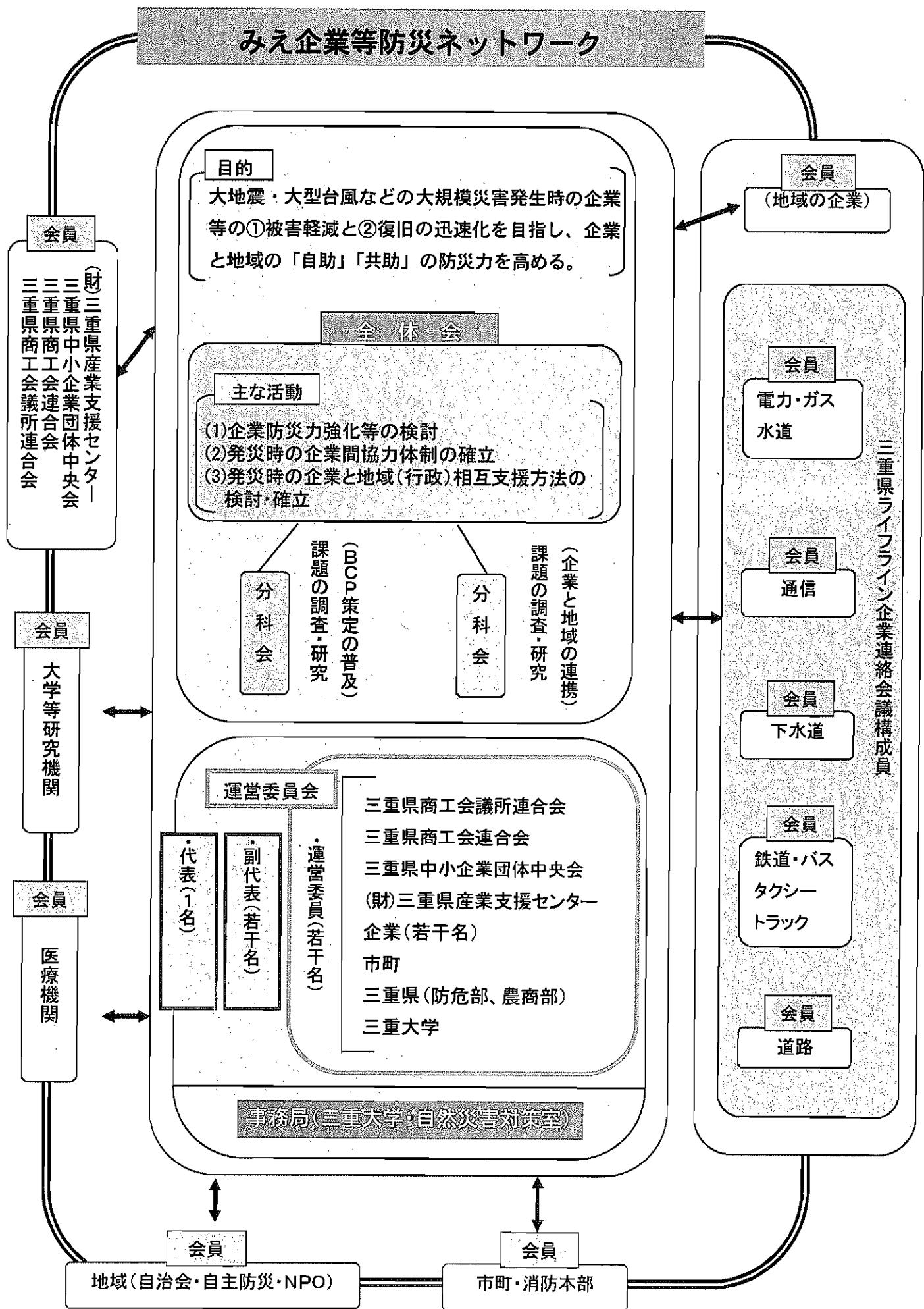
- (1) 企業防災力強化策の検討
- (2) 発災時の企業間協力体制の確立
- (3) 発災時の企業と地域・行政の相互支援方法の検討と体制の確立

みえ企業等防災ネットワークの構成イメージ図は、別紙のとおりです。

#### 4 今後の予定

今年度中のみえ企業等防災ネットワーク設立記念大会の開催に向けて、10月26日（水）に設立準備会を開催し、12月15日（水）には第一回運営委員会の開催を予定しています。

平成23年度以降、このネットワーク内に設置する分科会において、BCPの普及促進、地域と企業との連携等について検討を進め、企業に成果を還元することを目指していきます。



## 4 消防広域化に向けた取組状況について

### 1 全国の状況

#### (1) 推進計画策定の状況

平成22年10月現在における各都道府県の推進計画策定状況については、以下のとおりです。

策定済 (44)	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
内、県1本部 (13)	栃木、群馬、山梨、奈良、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、長崎、大分、宮崎、沖縄
内、協議会を設置 (4)	栃木、山梨、奈良、沖縄
未策定 (3)	新潟、鳥取、佐賀

※「協議会」とは、地方自治法に基づく法定協議会及び任意の協議会のことをいう。

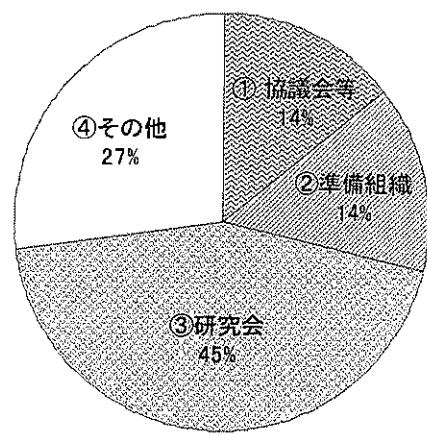
#### (2) 消防広域化に向けた取組状況

平成22年4月1日現在で全国の消防本部は802あり、各都道府県が策定した推進計画に基づき広域化が実現されれば、平成24年度末までに295ブロック（未策定の消防本部数を含む）となる予定です。

また、295ブロックの内、155ブロックは広域化対象外のブロック及び広域化を実現したブロックであり、140ブロックは推進計画により広域化が計画されているブロックです。

広域化が計画されている140ブロックにおける取組状況は以下のとおりであり、協議組織の設置は全体の14%という状況です。

	広域化が計画されているブロックにおける取組状況	三重県の各ブロック
①	広域化に向けた協議会、協議組織が設立されているブロック 20ブロック	伊賀
②	協議会の設置のための準備組織が設立されているブロック 20ブロック	
③	研究会レベルの組織、会議が設立されているブロック 62ブロック	四日市・菰野 伊勢志摩
④	その他 38ブロック	鈴鹿・亀山 松阪・紀勢 東紀州



(総務省消防庁資料を基に作成)

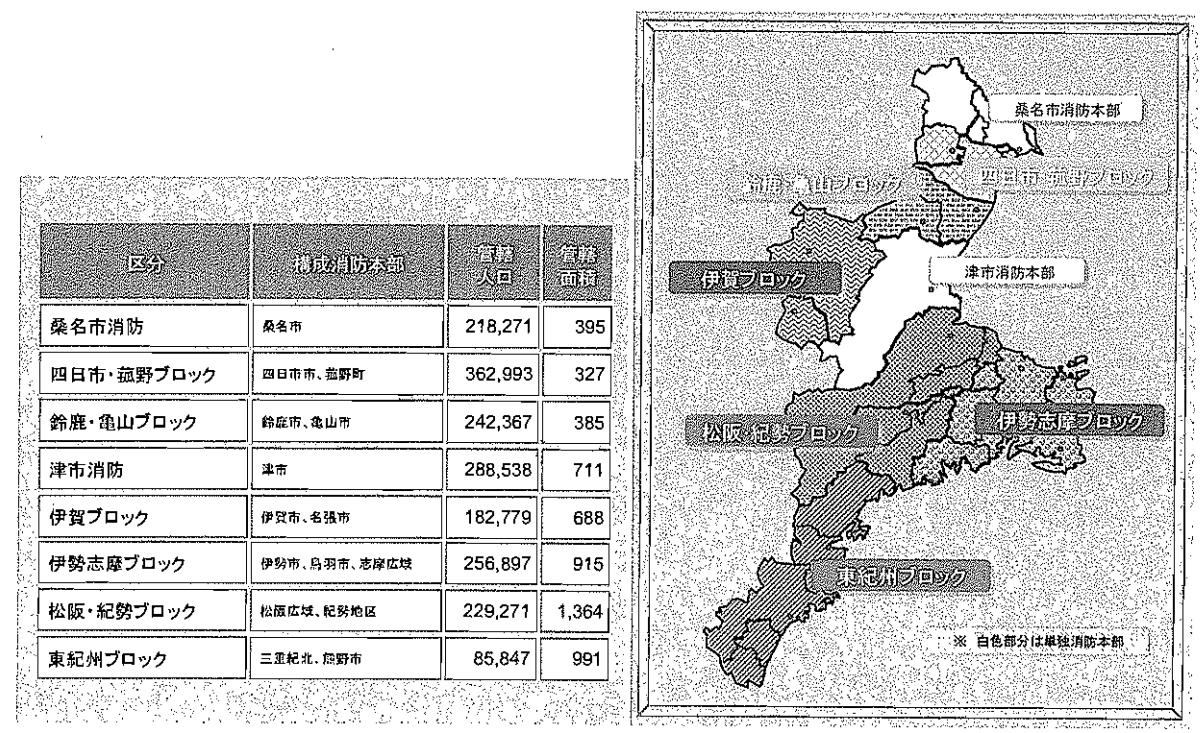
### (3) 広域化を実現した消防本部

平成18年の消防組織法改正に基づき、平成21年4月1日に広域化を実現した消防本部は3消防本部あり、その状況は以下のとおりです。

都道府県名	北海道	広島県	福岡県
消防本部名	富良野広域連合消防本部	東広島市消防局	久留米広域消防本部
広域化の手法等	旧上川南部消防事務組合と旧富良野地区消防組合とを構成する上富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町及び占冠村が富良野広域連合を設立	竹原広域行政組合を構成する竹原市、大崎上島町及び東広島市安芸津町が東広島市へ事務委託	久留米市消防本部と福岡県南広域消防組合が広域化し、福岡県南広域消防組合は解散。久留米広域市町村事務組合の複合事務として久留米広域消防本部が発足
	<b>富良野地区消防組合</b> 人口：29,842人 職員数：75人 <b>上川南部消防事務組合</b> 人口：18,059人 職員数：47人  <b>富良野広域連合消防本部</b> 人口：47,159人 職員数：122人	<b>竹原広域行政組合消防本部</b> 人口：51,640人 職員数：91人 <b>東広島市消防局</b> 人口：172,683人 職員数：193人  <b>東広島市消防局</b> 人口：224,323人 職員数：284人	<b>久留米市消防本部</b> 人口：236,161人 職員数：191人 <b>福岡県南広域消防組合</b> 人口：190,840人 職員数：177人  <b>久留米広域消防本部</b> 人口：427,001人 職員数：368人

(総務省消防庁「消防の広域化を踏まえた消防のあり方検討会報告書」より)

### 【参考】三重県の消防広域化対象市町の組合せ（8ブロック）



## 2 三重県における広域化の協議状況

県内における広域化の協議では、広域化への効果に関して以下のような意見が出されています。

事項	広域化に伴う効果	効果への意見
初動体制	部隊数が増えるため、初動の段階で災害等の規模に応じた部隊を投入し、多数の部隊を統一的に運用することができる。	出動台数が増強され、迅速な対応が可能になる。 ただし、署所の配置状況等から現場到着に時間を使い、効果が限定的な場合もある。
現場到着時間	消防署所の配置や管轄区域を適正化すれば、現場到着時間を短縮できる。	平野部で道路網が発達している地域では、効果がある。 ただし、消防本部間の境界の多くが峠等の地域では、現場到着時間短縮の効果は限定的である。
現場活動要員	本部要員は、業務が効率化されるため、その人員を現場要員として配置し、現場の増強を図ることができる。	本部要員が兼務体制の場合、専任体制への移行となることから、現場要員の増強に多くは期待できない。 ただし、兼務体制から専任体制へ移行することは業務の強化につながる。
通信指令システム	各消防本部で整備している通信指令システムの重複投資が避けられ、経費節減を図ることができる。	通信指令システムの整備は、消防救急無線のデジタル化と合わせて進めるべきである。
財政	消防本部の財政規模が拡大するため、高額な設備を整備する場合、単独で整備するよりも計画的に短期間のうちに整備できる。	財政規模が拡大しても、総額としては変わらないので、車両や資機材整備の更新時期を踏まえると、弹力的に運用できる財源は限定的である。 ただし、財政規模が小さい場合よりも、高額な設備を導入しやすくなる。
人事	人員規模拡大により職員の年齢、経験年数等を考慮した適切な人事ローテーションが可能となり、職員の意識向上が見込まれ組織の活性化が期待される。	地理不案内を考慮し、当初は大規模な人事異動は困難である。 ただし、徐々に適切な人事ローテーションが可能となる。また、職員数が増加することにより、火災予防、救急等の専門性を向上させる研修にも参加しやすくなる。

## 3 今後の対応

### (1) 消防の広域化

伊賀ブロックの委員会、伊勢志摩ブロック及び四日市・菰野ブロックの研究会、東紀州ブロックの勉強会における取組を引き続き支援していきます。

また、その他のブロックについても、通信指令台の共同運用等消防の諸課題に関する勉強会の開催に向けて働きかけていきます。

### (2) 消防救急無線のデジタル化

消防救急無線は平成28年5月末日までに現行のアナログ方式からデジタル方式に全面的に移行する必要があります。全市町長からの要請を踏まえ、15消防本部を一体的に整備することが整備費用の削減につながることや、県防災行政無線の活用など技術的支援の観点から、県域一帯となつたデジタル化整備工事を受託する方向で、市町との協議を進めています。

## 5 平成22年度「防災に関する県民意識調査」結果（速報）について

### 1 目的

三重県では、自然災害に対する県民の備えや防災に関してのニーズを把握して、県の防災対策に活用するため、平成14年度から毎年「防災に関する県民意識調査」を実施しています。

平成22年度については、前年度の調査項目に、災害時要援護者対策や企業防災、地域と職場での防災活動等に関する設問等を加え、今後の防災対策に反映するため、9回目の調査を行いました。

単純集計結果が出ましたので、その概要を報告します。

### 2 調査方法

無作為抽出により県民の方にアンケート調査票を郵送する方法で実施しました。

- (1) 調査対象：県内全市町の20歳以上の5,000人
- (2) 調査期間：平成22年10月22日から平成22年11月4日まで
- (3) 回収率：58.9% (2,947人／5,000人)
- (4) 設問数：87問(枝問含む)

【内訳】地震：36問 風水害：8問 防災全般：43問

### 3 調査結果の概要

主な調査結果については、下記及び別紙のとおりです。

#### ○ 地震(海溝型・内陸直下型)への関心

海溝型地震に関心がある人の割合は88.0%、内陸直下型地震に関心がある人の割合は88.5%と高くなっていますが、関心のある人の割合は、いずれも近年微減傾向にあります。

#### ○ 自助の取組

「自助の取組」は、非常持出袋の準備、3日分以上の食料と水の備蓄、家具固定の取組の平均値から算出しています。今回の調査結果では「自助の取組」を行っている人の割合は43.6%で、前年度より0.3%減少していますが近年横ばい傾向にあり、今後も県・市町の広報誌や各種メディアを通じて啓発活動を強化していく必要があります。

## ○ 住まいの地震対策

昭和 56 年 5 月以前に建てられた木造住宅について、「耐震診断を受けたことがある」と回答した人が 11.9%、「耐震補強工事を行った」と回答した人が 25.4%と、前年度よりそれぞれ 0.5%、3.5% 減少しており、耐震診断の受診および耐震補強工事について、引き続き促進していく必要があります。

## ○ 風水害への関心、地域の風水害からの安全性

風水害に関心がある人の割合は 83.4% であり、前年度より 2.1% 増加しています。また、住んでいる地域の、風水害からの安全性について、安全だと思う人の割合は 52.4% であり、前年度より 8.5% 減少しており、風水害に対する関心度や危機感が高まっていると考えられます。

## ○ 台風時等の避難行動

台風時等にどの段階で避難するかについて、「避難指示」の発表を知ったときと回答した人が 29.5% であり、前年度より 4.0% 増加しています。また、「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の発表前で自ら危険を感じたときに避難する人の割合は 21.5% と、前年度より 1.7% 減少しており、地域住民に対しての広報活動や自主防災活動を通じて早期避難の重要性を啓発していく必要があります。

## ○ 災害時要援護者対策

自分のまわりに災害時要援護者がいると認識している人の割合は 58.8% となっています。しかし、災害時要援護者の避難を地域として支援する体制ができているかについて、「できていない」や「よくわからない」と回答した人は 88.2% となっており、市町や自治会・自主防災組織と連携した災害時要援護者対策を一層推進する必要があります。

## 4 今後の対応

今後も、「三重県防災対策推進条例」の「自助」・「共助」・「公助」の理念のもと、地震及び風水害対策に対する正しい知識や災害時対応をイメージできる啓発活動、防災に関するわかりやすい情報提供を継続的かつ効果的に行っていくとともに、県民の皆様に「自助」・「共助」の取組を一層進めていただき、市町等と連携して、さらなる地域防災力の向上をめざしてまいります。

## 〔主な調査結果〕

## 1 地震対策について

## (1) 地震(海溝型・内陸直下型)への関心について

## ① 海溝型地震への関心

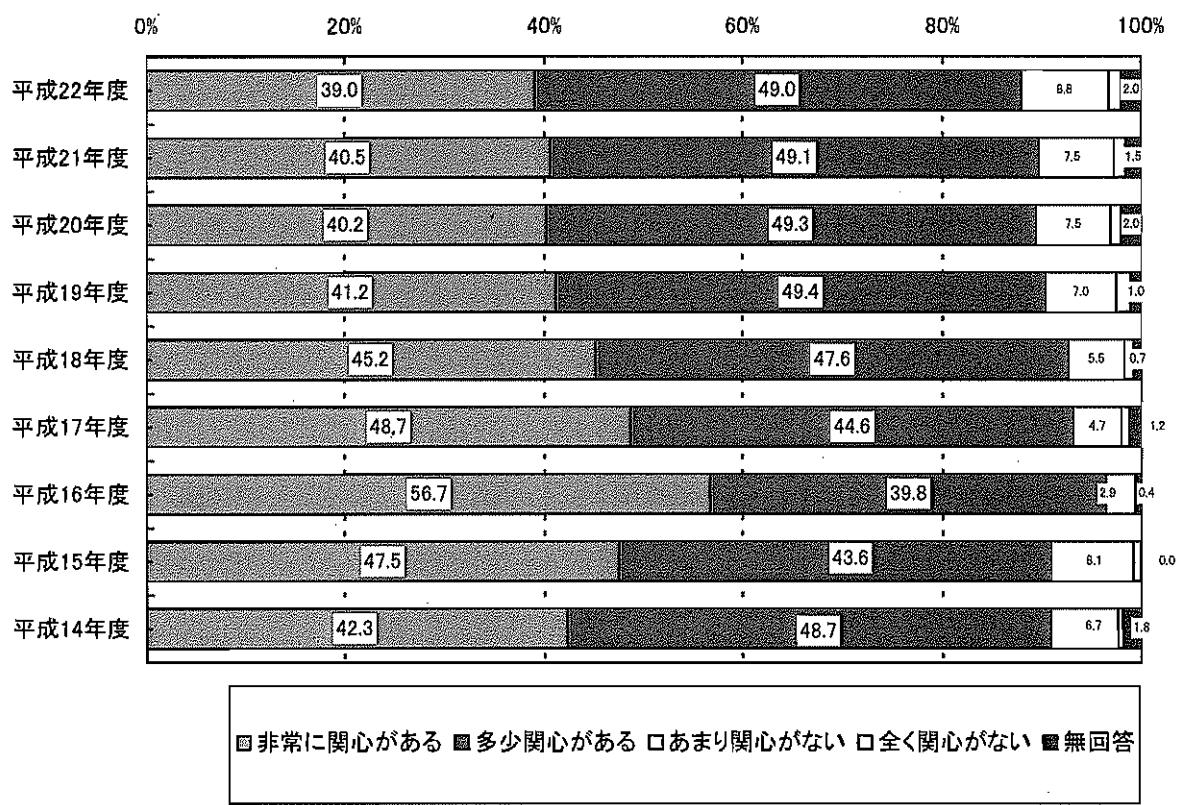
海溝型地震について、関心がある人(「非常に関心がある」または「多少関心がある」と答えた人)の割合は、**88.0%**となっており、平成14年度の調査開始時から引き続き高いものの、平成16年度をピークに減少傾向にあります。

海溝型地震への関心【全県：2,947人】

(単位：%)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
非常に関心がある	42.3	47.5	56.7	48.7	45.2	41.2	40.2	40.5	39.0
多少関心がある	48.7	43.6	39.8	44.6	47.6	49.4	49.3	49.1	49.0
あまり関心がない	6.7	8.1	2.9	4.7	5.5	7.0	7.5	7.5	8.8
全く関心がない	0.5	0.8	0.2	0.8	1.0	1.5	1.0	1.2	1.2
無回答	1.8	-	0.4	1.2	0.7	1.0	2.0	1.5	2.0

図 海溝型地震への関心(全県)



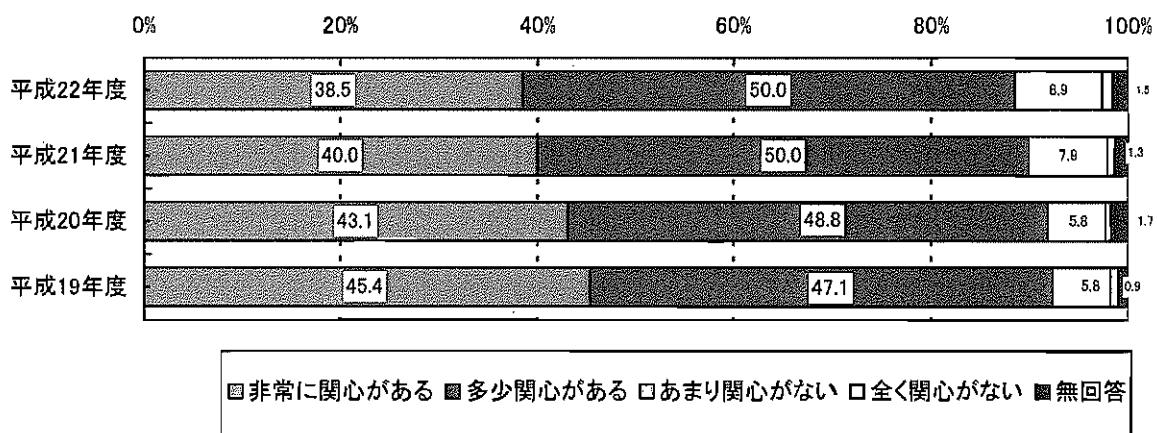
## ②内陸直下型地震への関心

内陸直下型地震への関心について、関心がある人（「非常に関心がある」または「多少関心がある」と答えた人）の割合は、**88.5%**と高いものの調査開始の平成19年度以降減少傾向にあります。

内陸直下型地震への関心【全県：2,947人】 (単位：%)

	19年度	20年度	21年度	22年度
非常に関心がある	45.4	43.1	40.0	38.5
多少関心がある	47.1	48.8	50.0	50.0
あまり関心がない	5.8	5.8	7.9	8.9
まったく関心がない	0.9	0.6	0.8	1.1
無回答	0.9	1.7	1.3	1.5

図 内陸直下型地震への関心（全県）



### ③大地震時における避難への対応

夜間での大地震後に避難するかどうかについての調査結果は以下のとおりとなっています。

夜間での大地震後に避難するか【全県：2,947人】

(単位：%)

	22年度
避難する	57.1
避難しない	39.7
無回答	3.2

避難する理由については、「余震で家が倒壊する危険があるから」と答えた人の割合が最も高く**73.5%**となっており、以下「電気や水道、ガスが止まり生活できなくなるから」(35.7%)、「津波に襲われる危険があるから」(29.8%)と続いています。

避難する主な理由【回答者数：1,684人：複数回答可】

(単位：%)

	22年度
余震で家が倒壊する危険があるから	73.5
電気や水道、ガスが止まり生活できなくなるから	35.7
津波に襲われる危険があるから	29.8
火災が延焼する危険があるから	29.5
がけ崩れ、山崩れの危険があるから	14.8
その他	2.7
無回答	0.9

避難しない理由については、「自宅が安全だから」と答えた人の割合が最も高く**36.9%**となっており、次に「避難所までの避難路が危険だから」(20.6%)と続いています。

避難しない最大の理由【回答者数：1,170人】

(単位：%)

	22年度
自宅が安全だから	36.9
避難所までの避難路が危険だから	20.6
家や家財を残して避難することに抵抗があるから	9.0
近くの避難所を知らないから	5.3
体力や健康上の理由から避難することが困難だから	5.0
その他	19.7
無回答	3.4

## (2) 自助の取組について

「自助の取組」とは、以下の4項目に取り組んでいる人の割合の平均値から算出しています。

- ①非常持出袋の準備
- ②食料の備蓄（3日分以上）
- ③水の備蓄（3日分以上）
- ④家具固定

今回の調査結果では、「自助の取組」を行っている人の割合は**43.5%**で、平成21年度と比較して0.4%減少しています。

これまでで最も高かった平成16年度と比較すると「自助の取組」を行っている人の割合は7.9%減少しており、平成20年度以降横ばいの傾向にあります。

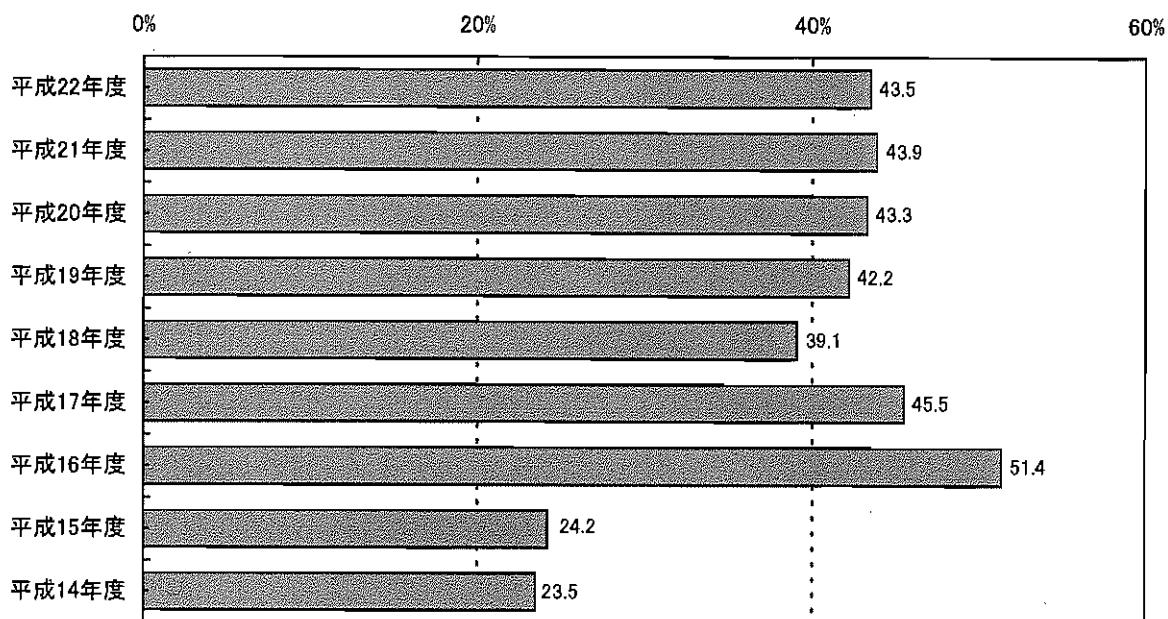
**「自助の取組」を行っている人の割合【全県：2,947人】** (単位：%)

項目	14年 度	15年 度	16年 度	17年 度	18年 度	19年 度	20年 度	21年 度	22年 度
①非常持出袋の準備	-	-	55.3	42.1	38.4	45.9	54.4	56.5	55.2
②食料の備蓄(3日分以上)	19.5	18.5	69.0	55.1	51.1	52.2	48.0	46.0	48.8
③水の備蓄(3日分以上)	17.2	19.2	-	-	27.8	28.0	29.4	27.8	25.1
④家具固定	33.9	34.9	30.0	39.2	39.0	42.6	41.3	45.4	45.0
平均値	23.5	24.2	51.4	45.5	39.1	42.2	43.3	43.9	<b>43.5</b>

※H14・15年度は非常持出袋の準備に関する質問無し

※H16・17年度は水の備蓄に関する質問無し

**図 「自助の取組」を行っている人の割合（全県）**



### (3) 住まいの地震対策について

#### ①住宅の耐震診断・耐震補強

自らの命を守るという点で最も重要な住宅の耐震化については、昭和56年5月以前建築の木造住宅に住む県民のうち「耐震診断を受けたことがある」と答えた人が**11.9%**、「耐震補強工事を行った」と答えた人が**25.4%**と、平成21年度と比較するとやや減少傾向にあります。

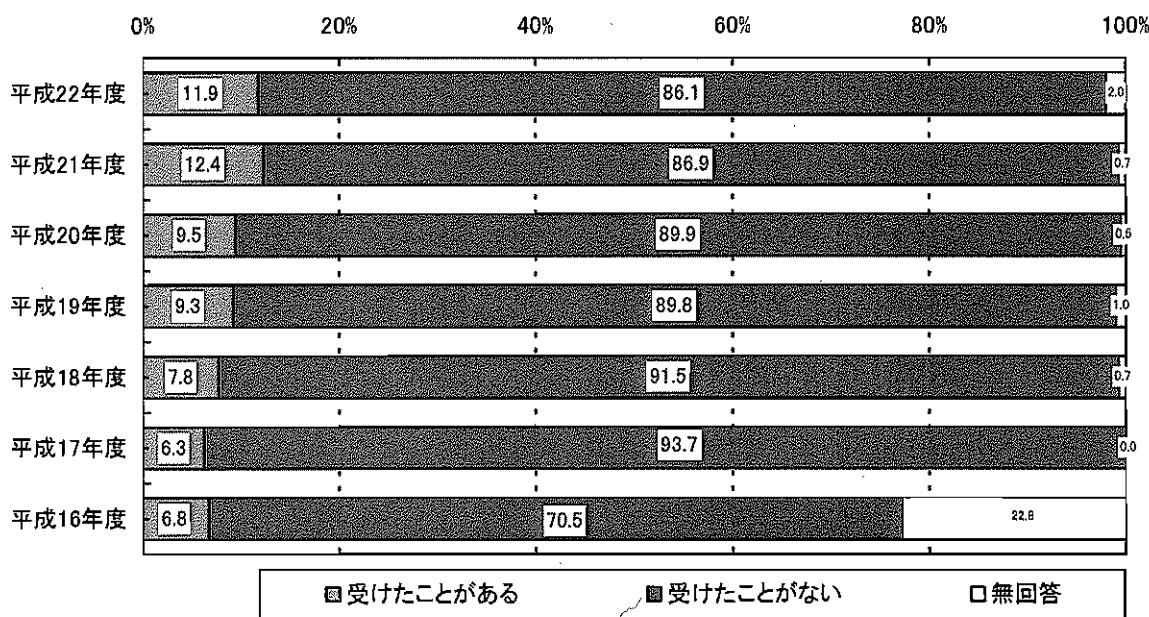
また、耐震補強を行わない理由として、「補強工事に多額な費用がかかるから」(**63.2%**)の割合が最も高く、次に「耐震化しても大地震の被害は避けられないと思うから」(**29.8%**)となっています。

専門家による耐震診断【回答者数:942人】

(単位: %)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
耐震診断を受けたことがある	6.8	6.3	7.8	9.3	9.5	12.4	11.9
耐震診断を受けたことがない	70.5	93.7	91.5	89.8	89.9	86.9	86.1
無回答	22.8	0.0	0.7	1.0	0.5	0.7	2.0

図 専門家による耐震診断（全県）



耐震診断後の耐震補強【回答者数: 122 人】

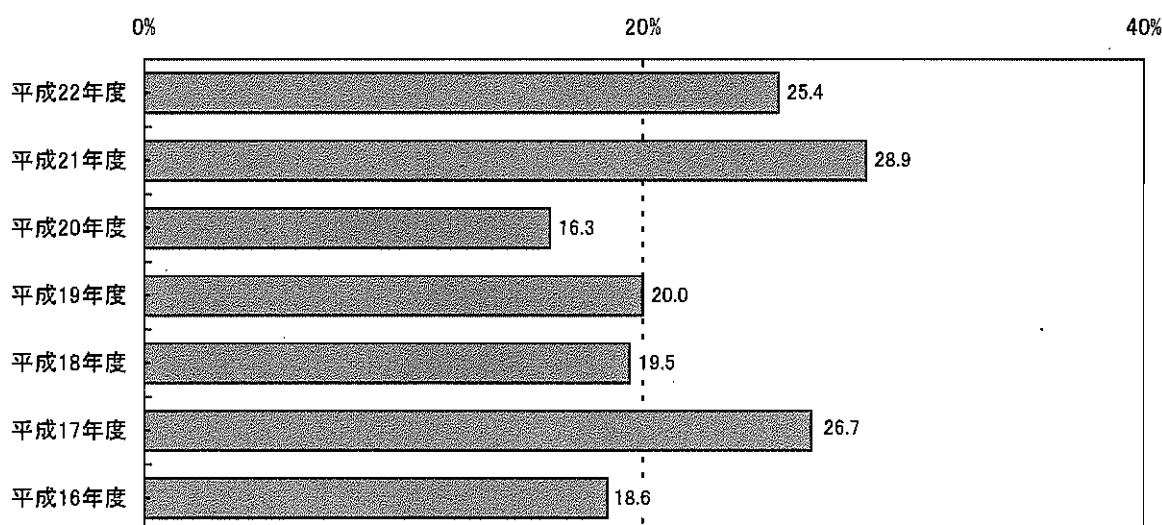
(単位: %)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
補強工事を行った	18.6	26.7	19.5	20.0	16.8	28.9	25.4
建て替えた	9.3	3.3	0.0	2.1	2.0	5.8	8.2
補強又は建て替える予定	18.6	10.0	3.9	7.4	—	—	—
除却して更地にした	—	—	—	—	0.0	0.0	—
補強設計のみ行った	—	—	—	—	4.1	2.5	5.7
まだ決めてない・迷っている	30.2	36.7	46.8	46.3	—	—	—
何もしていない	—	—	—	—	75.5	61.2	57.4
補強しないことにした	18.6	16.7	24.7	24.2	—	—	—
無回答	4.7	6.6	5.2	0.0	2.0	1.7	3.3

※H20年度から補強設計に関する設問等を追加、変更しています。

※回答者数が少ないため参考です。

図 耐震診断後、補強工事を行った人の経年比較



耐震補強を行わない理由【回答者数: 57人 複数回答可】

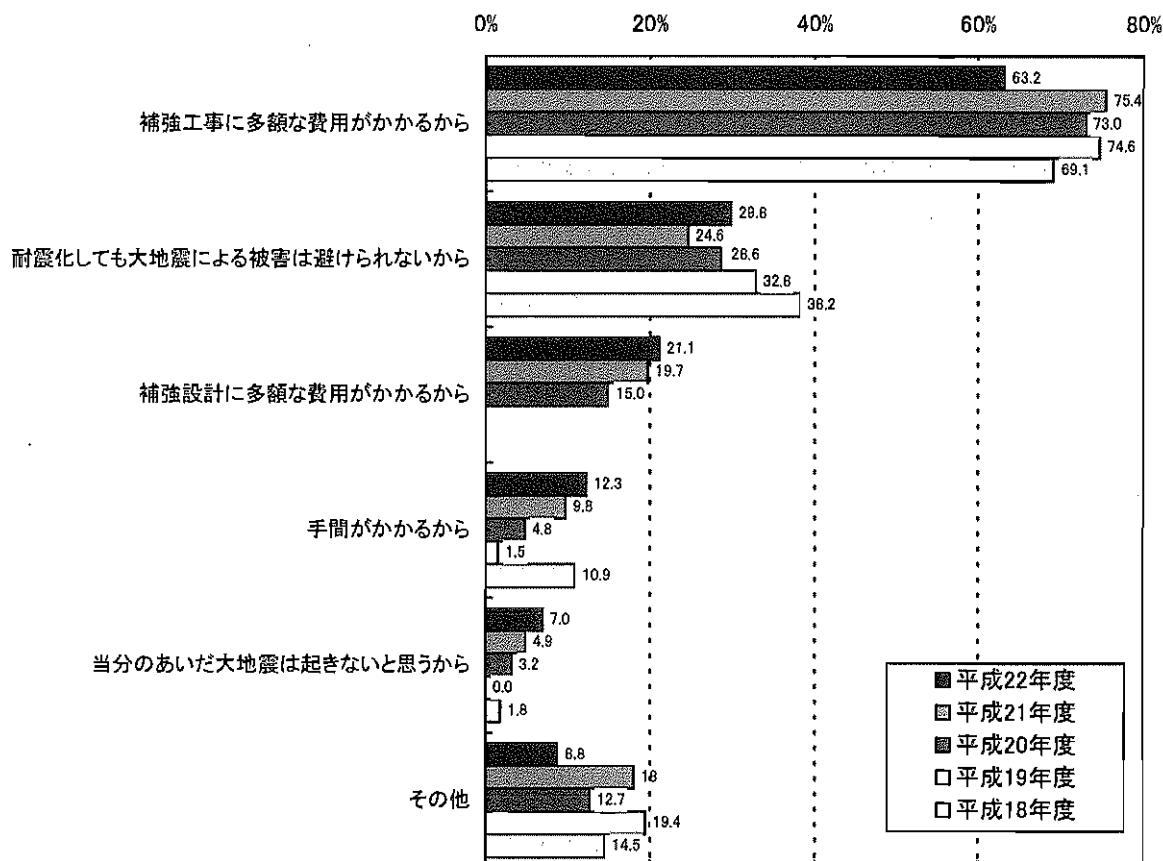
(単位: %)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
補強工事に多額な費用がかかるから	69.1	74.6	73.0	75.4	<b>63.2</b>
耐震化しても大地震の被害は避けられないと思うから	38.2	32.8	28.6	24.6	<b>29.8</b>
補強設計に多額な費用がかかるから	—	—	15.0	19.7	21.1
手間がかかるから	10.9	1.5	4.8	9.8	12.3
当分のあいだ大地震は起きないと思うから	1.8	0.0	3.2	4.9	7.0
その他	14.5	19.4	12.7	18.0	8.8

※H20年度から補強設計に関する設問を追加しています。

※回答者数が少ないと参考です。

図 耐震補強を行わない理由（全県）



## ②家具固定の状況

家具固定については、固定している人（「大部分固定している」または「一部固定している」と答えた人）の割合は**45.0%**となっており、平成21年度と比較すると0.4%減少しています。

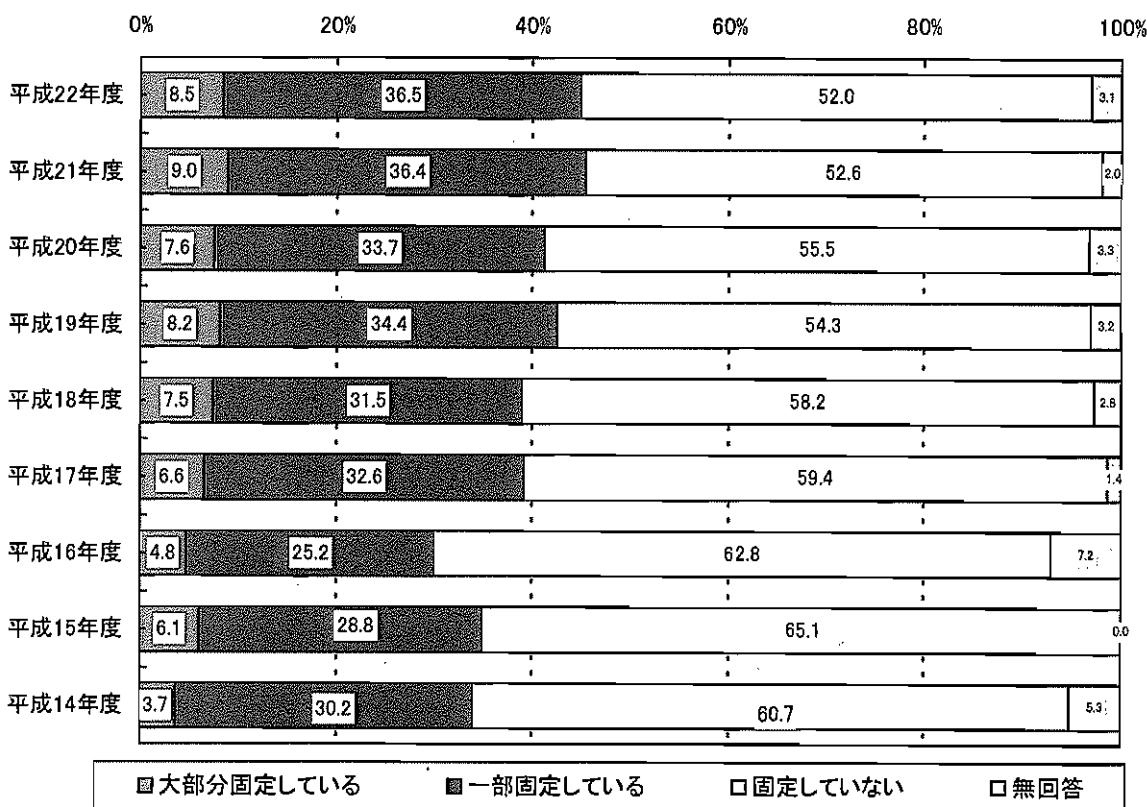
「大部分固定している」人の割合は、毎年10%未満となっており、「固定していない」人の割合は減少傾向にあるものの、依然50%を超えていました。

家具固定の状況【全県：2,947人】

(単位：%)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
大部分固定している	3.7	6.1	4.8	6.6	7.5	8.2	7.6	9.0	8.5
一部固定している	30.2	28.8	25.2	32.6	31.5	34.4	33.7	36.4	36.5
固定していない	60.7	65.1	62.8	59.4	58.2	54.3	55.5	52.6	52.0
無回答	5.3	0.0	7.2	1.4	2.8	3.2	3.3	2.0	3.1

図 家具固定の状況(全県)



## 2 風水害対策について

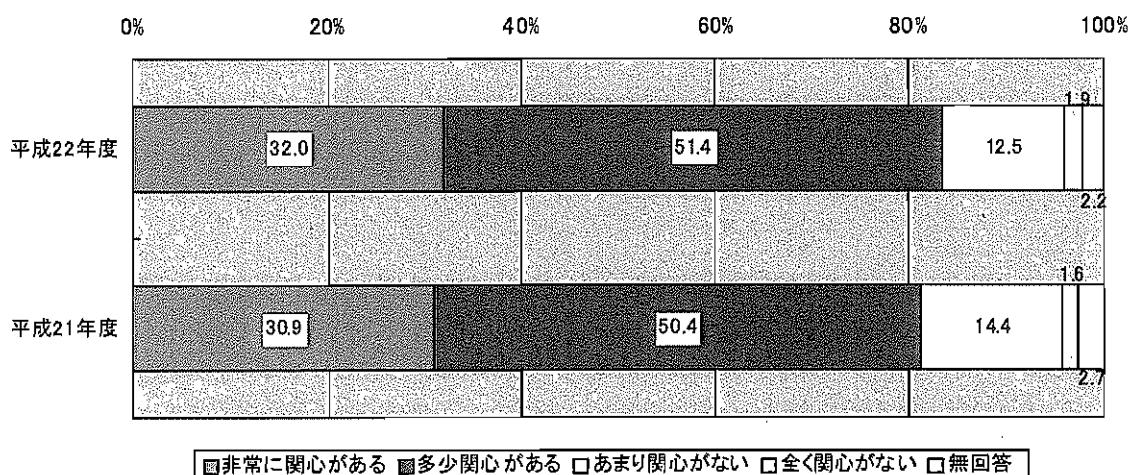
### (1) 風水害への関心について

風水害への関心について、関心がある人（「非常に関心がある」または「多少関心がある」と答えた人）の割合は、**83.4%**となっており、平成21年度と比較して2.1%増加しています。

風水害への関心【全県：2,947人】 (単位：%)

	21年度	22年度
非常に関心がある	30.9	<b>32.0</b>
多少関心がある	50.4	<b>51.4</b>
あまり関心がない	14.4	12.5
まったく関心がない	1.6	1.9
無回答	2.7	2.2

図 風水害への関心（全県）



## (2) 地域の風水害からの安全性について

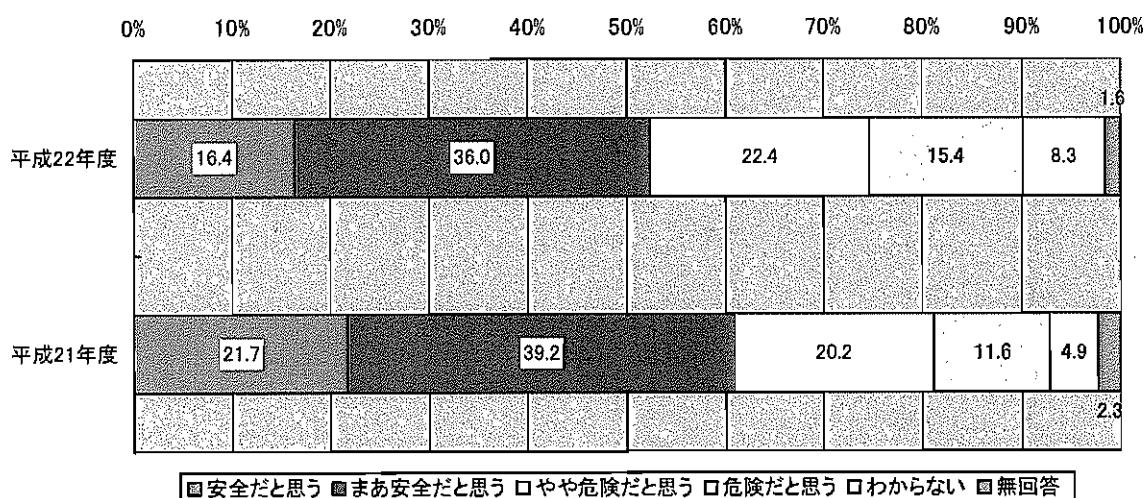
住んでいる地域の、風水害からの安全性について、安全だと思う人（「安全だと思う」または「まあ安全だと思う」と答えた人）の割合は、**52.4%**となっており、平成21年度より8.5%減少しています。

また、安全だと思う理由として、「現在住んでいるところは地形や地質面からみて、土砂災害の危険は無いから」(**59.0%**)の割合が最も高く、次に「現在住んでいる土地は高台にあるので水害の危険はないから」(**47.6%**)となっています。

**地域の風水害からの安全性【全県：2,947人】** (単位：%)

	21年度	22年度
安全だと思う	21.7	16.4
まあ安全だと思う	39.2	36.0
やや危険だと思う	20.2	22.4
危険だと思う	11.6	15.4
わからない	4.9	8.3
無回答	2.3	1.6

**図 地域の風水害からの安全性(全県)**

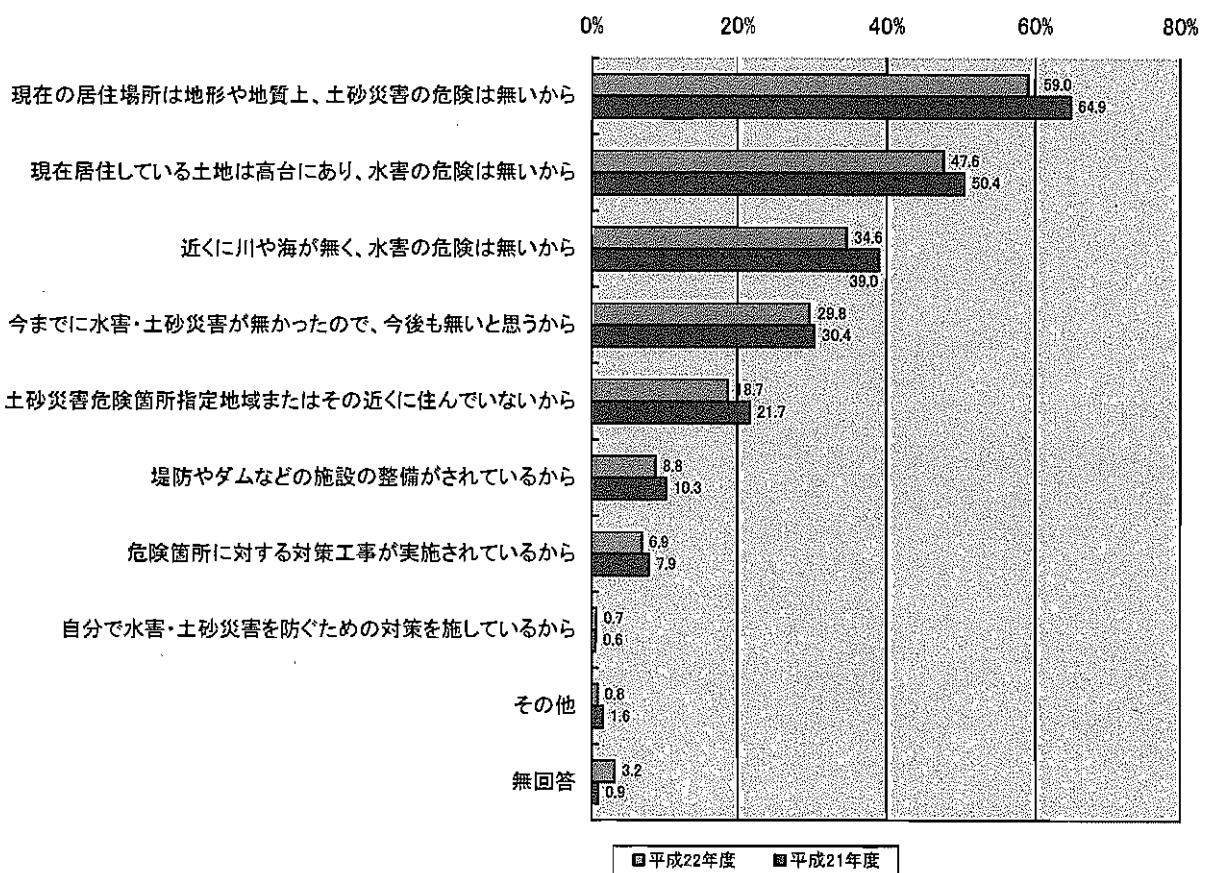


風水害に対して安全だと思う理由【回答者数:1,542人 複数回答可】

(単位:%)

	21年度	22年度
現在の居住場所は地形や地質上、土砂災害の危険は無いから	64.9	59.0
現在居住している土地は高台にあり、水害の危険は無いから	50.4	47.6
近くに川や海が無く、水害の危険は無いから	39.0	34.6
今までに水害・土砂災害が無かったので、今後も無いと思うから	30.4	29.8
土砂災害危険箇所指定地域または、その近くに住んでいないから	21.7	18.7
堤防やダムなどの施設の整備がされているから	10.3	8.8
危険箇所に対する対策工事などが実施されているから	7.9	6.9
自分で水害・土砂災害を防ぐための対策を施しているから	0.6	0.7
その他	1.6	0.8
無回答	0.9	3.2

図 風水害に対して安全だと思う理由



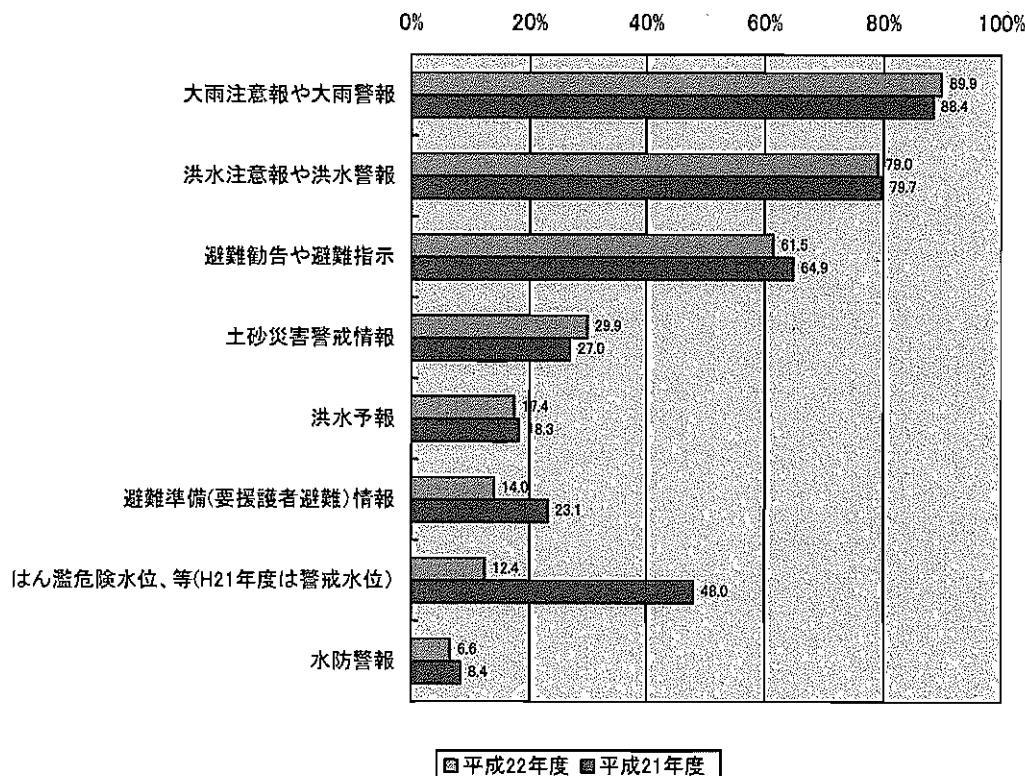
### (3) 風水害に関する防災情報について

風水害が発生する危険性が高まったときに出る防災情報について、「大雨注意報や大雨警報」(89.9%)、「洪水注意報や洪水警報」(79.0%)、「避難勧告や避難指示」(61.5%)を知っている人の割合が高くなっています。

風水害に関する防災情報の認知度【全県：2,947人 複数回答可】 (単位：%)

	21年度	22年度
大雨注意報や大雨警報	88.4	89.9
洪水注意報や洪水警報	79.7	79.0
避難勧告や避難指示	64.9	61.5
土砂災害警戒情報	27.0	29.9
洪水予報	18.3	17.4
避難準備(要援護者避難)情報	23.1	14.0
はん濫危険水位、避難判断水位、はん濫注意水位(H21年度は警戒水位で調査)	48.0	12.4
水防警報	8.4	6.6

図 風水害に関する防災情報の認知度



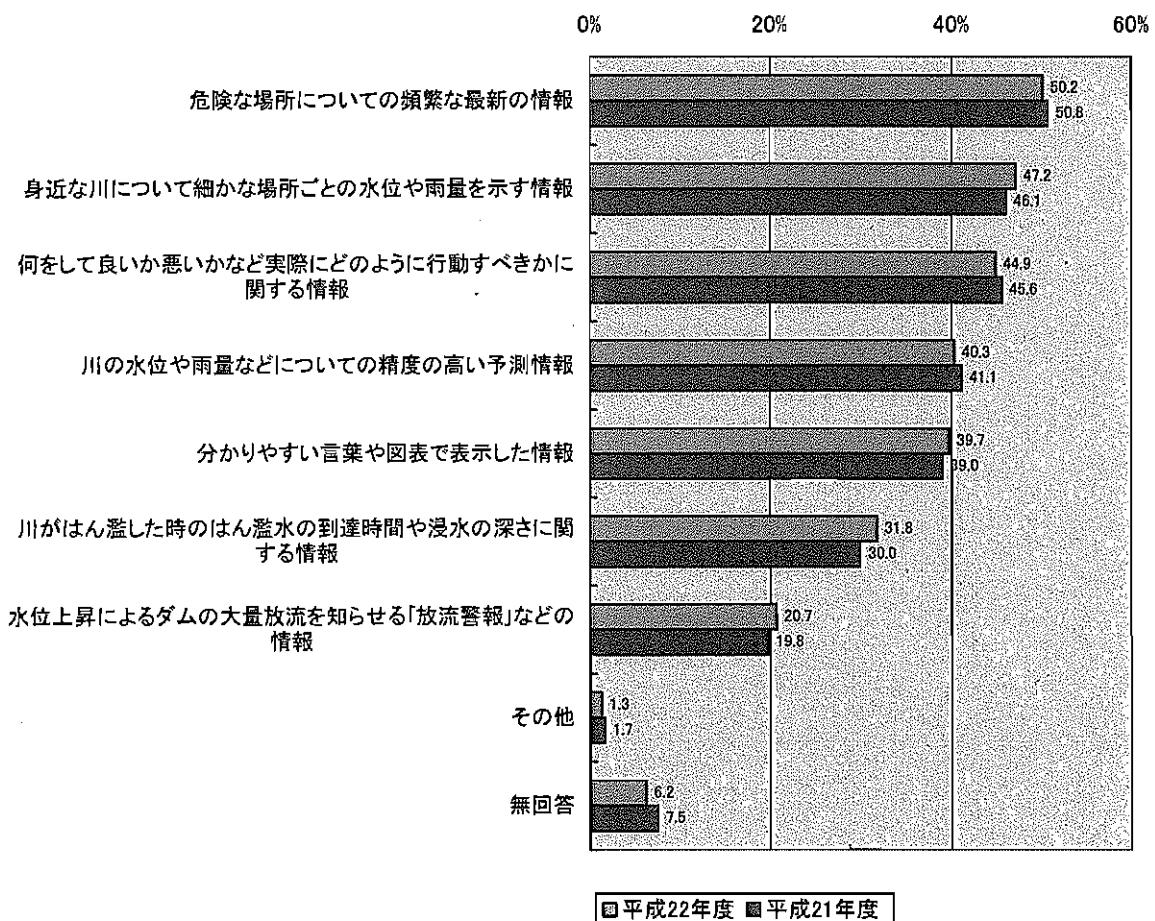
#### (4) 風水害に関する必要な情報について

風水害が発生する可能性がある時に必要な情報について、「危険な場所についての頻繁な最新の情報」(50.2%)を必要とする人の割合が平成21年度と同様に最も高くなっています。

風水害に関する必要な情報【全県：2,947人 複数回答可】 (単位：%)

	21年度	22年度
危険な場所についての頻繁な最新の情報	50.8	50.2
身近な川について細かな場所ごとの水位や雨量を示す情報	46.1	47.2
何をして良いか悪いかなど実際にどのように行動すべきかに関する情報	45.6	44.9
川の水位や雨量などについての精度の高い予測情報	41.1	40.3
分かりやすい言葉や図表で表示した情報	39.0	39.7
川がはん濫した時のはん濫水の到達時間や浸水の深さに関する情報	30.0	31.8
水位上昇によるダムの大量放流を知らせる「放流警報」などの情報	19.8	20.7
その他	1.7	1.3
無回答	7.5	6.2

図 風水害に関する必要な情報



■平成22年度 ■平成21年度

## (5) 台風時等の避難行動について

台風時等にどの段階で避難するかについて、「避難指示」の発表を知ったときに避難する人の割合（**29.5%**）が最も高くなっています。

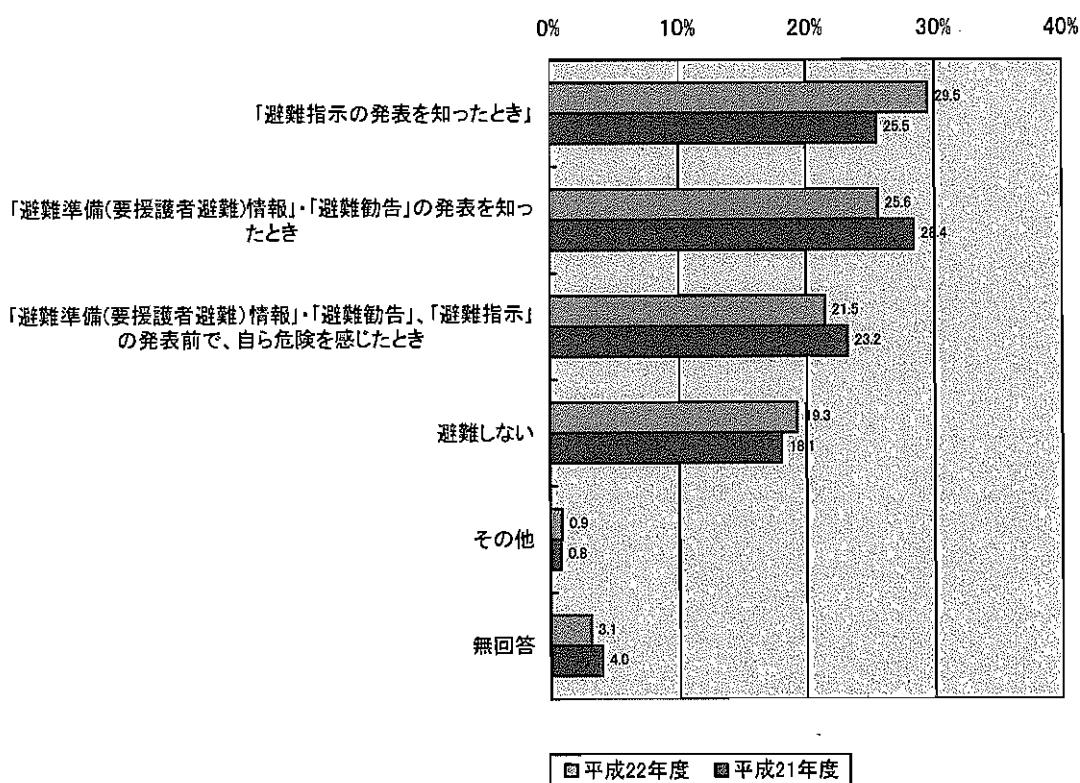
また、台風時等に（どの段階でも）避難しない理由として、「自宅が安全だから」（**58.2%**）の割合が最も高く、次に「避難所までの避難路が危険だから」（**17.4%**）となっています。

台風時等の避難行動【全県：2,947人】

(単位：%)

	21年度	22年度
「避難指示」の発表を知ったとき	25.5	<b>29.5</b>
「避難準備(要援護者避難)情報」・「避難勧告」の発表を知ったとき	28.4	25.6
「避難準備(要援護者避難)情報」・「避難勧告」・「避難指示」の発表前で、自ら危険を感じたとき	23.2	21.5
避難しない	18.1	19.3
その他	0.8	0.9
無回答	4.0	3.1

図 台風時の避難行動

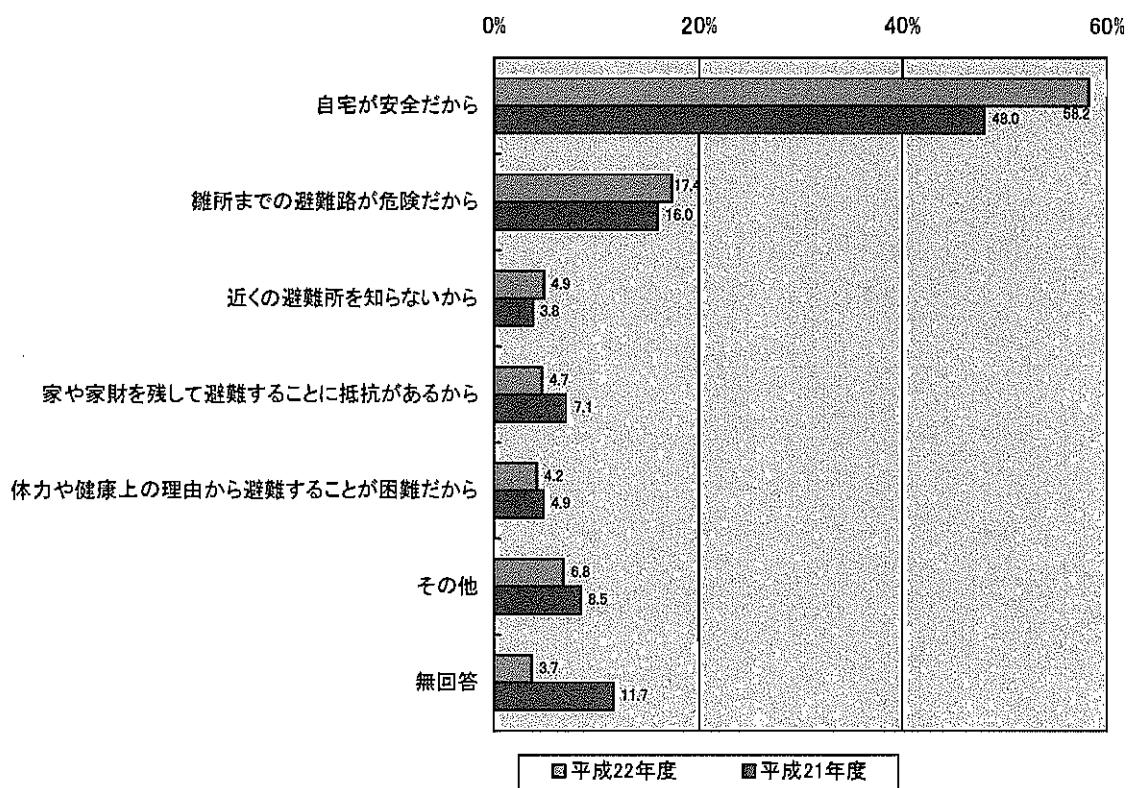


台風時等に避難しない理由【回答者数：570人】

(単位：%)

	21年度	22年度
自宅が安全だから	48.0	58.2
避難所までの避難路が危険だから	16.0	17.4
近くの避難所を知らないから	3.8	4.9
家や家財を残して避難することに抵抗があるから	7.1	4.7
体力や健康上の理由から避難することが困難だから	4.9	4.2
その他	8.5	6.8
無回答	11.7	3.7

図 台風時等に避難しない理由



### 3 防災全般について

#### (1) 防災対策における住民と行政の役割分担について

防災対策における住民と行政の役割分担では、防災対策は住民が中心となるべきと考える人（「住民が中心となるべき」または「どちらかといえば住民が中心となるべき」と答えた人）の割合は**29.9%**となっており、平成21年度と比較して、2.8%減少しています。

また、行政が中心となるべきと考える人（「どちらかといえば行政が中心となるべき」又は「行政が中心となるべき」と答えた人）の割合は**64.4%**となっており、平成21年度と比較して6.6%増加しています。

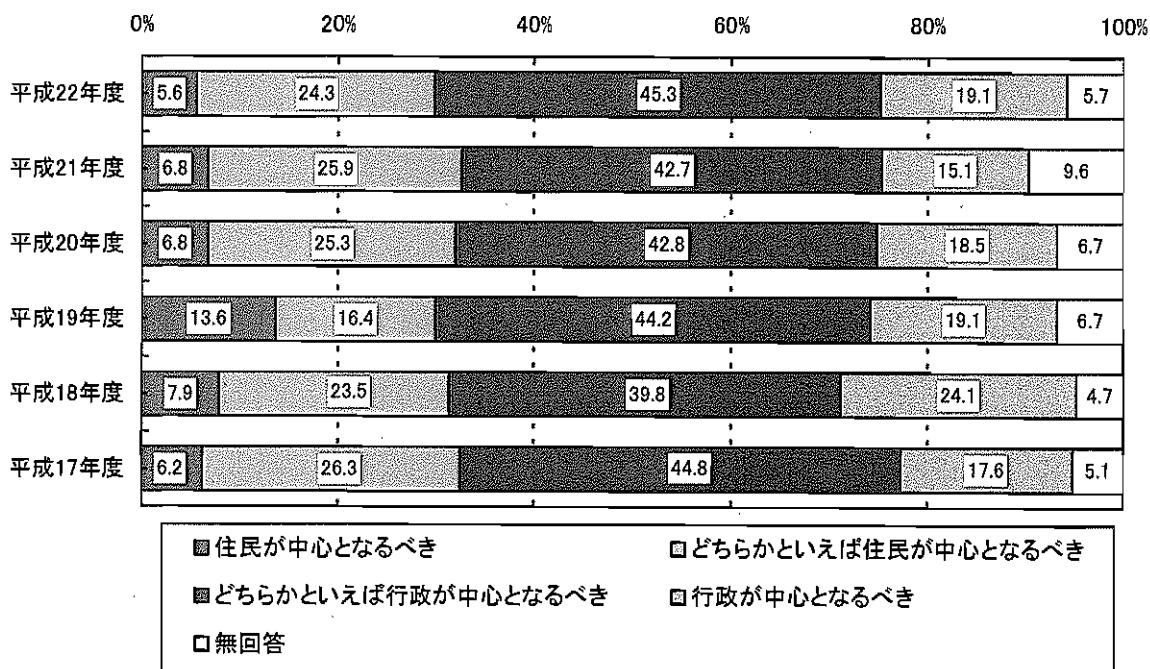
住民と行政の役割分担【全県：2,947人】

(単位：%)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
住民が中心となるべき	6.2	7.9	13.6	6.8	6.8	5.6
どちらかといえば住民が中心となるべき	26.3	23.5	16.4	25.3	25.9	24.3
どちらかといえば行政が中心となるべき	44.8	39.8	44.2	42.8	42.7	45.3
行政が中心となるべき	17.6	24.1	19.1	18.5	15.1	19.1
無回答	5.1	4.7	6.7	6.7	9.6	5.7

※H21年度以降は、本設問内で地震対策から防災対策に表現を変更しています。

図 防災対策における住民と行政の役割分担（全県）



## (2) 行政が行う防災対策について

行政が特に力を入れていくべき防災対策として、最も多かった回答は「水、食料の備蓄」で 47.3% となっています。

行政が特に力を入れていくべき防災対策【全県：2,947人 3つまで回答可】 (単位：%)

	22年度
水、食料の備蓄	47.3
県民への防災啓発	27.3
災害時要援護者（乳幼児・高齢者・障がい者・妊婦・外国人等）対策	27.2
住宅耐震化の補助	21.6
避難所の耐震化	19.6
地域での防災教育	18.5
防災訓練	16.4
堤防や津波避難施設の整備	14.8
公共施設の耐震化	14.7
学校での防災教育	11.7
自主防災組織の活性化	11.1
帰宅困難者対策	11.0
地域の孤立対策	9.7
防災無線の整備	9.3
企業への防災啓発	3.0
職場での防災教育	2.5
無回答	4.0

## (3) 災害時要援護者について

自分のまわりに災害時要援護者（乳幼児・高齢者・障がい者・妊婦・外国人等）がいると認識している人の割合は、58.8% となっています。

自分のまわりの災害時要援護者の認識【全県：2,947人】 (単位：%)

	22年度
自分のまわりに災害時要援護者がいる	58.8
〃 いない	26.2
わからない	12.5
無回答	2.4

災害時要援護者（乳幼児・高齢者・障がい者・妊婦・外国人等）に対する必要な支援としては、「避難の介助・誘導」と答えた人（74.7%）や「声かけ、安否確認」と答えた人（74.4%）の割合が高くなっています。

災害時要援護者へ必要と思う支援【全県：2,947人 複数回答可】 (単位：%)

	22年度
避難の介助・誘導	74.7
声かけ、安否確認	74.4
避難所での介助	45.4
その他	2.1
無回答	4.2

災害時要援護者（乳幼児・高齢者・障がい者・妊婦・外国人等）の避難を地域として支援する体制ができているかについて、「できている」と答えた人は9.1%となっています。

**災害時要援護者を地域として支援する体制【全県：2,947人】 (単位：%)**

	22年度
できている	9.1
できていないが、検討している	5.0
できていないし、検討もしていない	8.8
よくわからない	74.4
無回答	2.7

#### (4) 企業防災について

地域の防災活動に対する地域の企業や事業所の参加度について、「参加している」と答えた人の割合は9.0%、「参加していない」と答えた人の割合は22.8%となっています。

**地域の防災活動への企業や事業所の参加度【全県：2,947人】 (単位：%)**

	22年度
参加している	9.0
参加していない	22.8
よくわからない	64.1
無回答	4.2

地域の防災活動や防災対策に対して、地域の企業や事業所に期待することについては、「飲料水の提供」(61.1%)、「食料の提供」(60.6%)、「被災者の救援・救護」(60.3%)と答えた人の割合が高くなっています。

#### 地域の防災活動に対して企業や事業所に期待すること

**【全県：2,947人 複数回答可】 (単位：%)**

	22年度
飲料水の提供	61.1
食料の提供	60.6
被災者の救援・救護	60.3
避難場所の提供	53.4
生活用品の提供	48.6
消火活動の援助	35.2
救援機材・工具等の提供	30.5
避難誘導	30.2
駐車場の提供	26.8
災害情報の提供	21.0
その他	1.9
無回答	7.1

## (5) 地域や職場での防災活動について（共助の取組）

過去1年の間に、住まいの地域や職場での防災活動に「参加した」人の割合は、**38.1%**と、平成21年度と比較して1.8%増加しています。

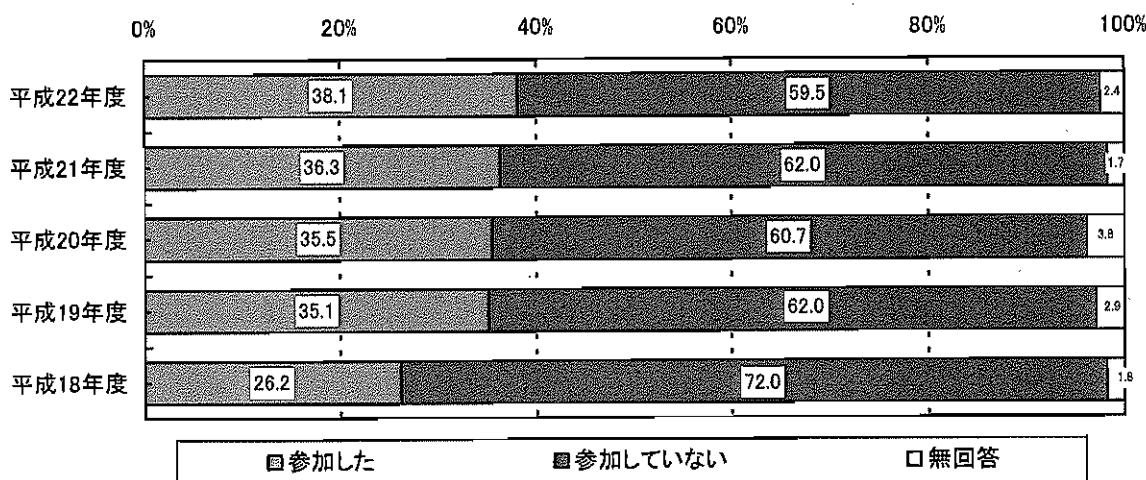
参加した防災活動の内容について、地域、職場とも「避難訓練（地域**62.9%**、職場**78.6%**）」、「消火訓練（地域**62.9%**、職場**57.6%**）」の割合が高くなっています。

また、「参加していない」主な理由として、「仕事や用事があり、都合が悪かったから」（**34.8%**）の割合が最も高く、次に「防災活動の実施を知らなかつたから」（**25.4%**）、「地域や職場での防災活動が実施されていないから」（**15.4%**）となってています。

**地域・職場での防災活動【全県：2,947人】** (単位：%)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
参加した	26.2	35.1	35.5	36.3	<b>38.1</b>
参加していない	72.0	62.0	60.7	62.0	59.5
無回答	1.8	2.9	3.8	1.7	2.4

**図 地域・職場での防災活動への参加（全県）**



**地域・職場での防災活動の参加率** (単位：%)

平成22年度	参加者数:人	回答者数:人	参加率
地域での防災活動参加	770	2,947	<b>26.1</b>
職場での防災活動参加	472	2,947	<b>16.0</b>

※) 参加率の合計が地域・職場での防災活動の参加率(38.1%)に合致しないのは、地域と職場両方の防災活動に参加した人が(4.0%)含まれていることによる。

参加した防災活動の内容【回答者数：地域 770 人、職場 472 人 複数回答可】（単位：%）

平成 22 年度	地域での防災活動	職場での防災活動
避難訓練	62.9	78.6
消火訓練	62.9	57.6
応急手当訓練	31.2	18.2
炊き出し訓練	21.2	1.9
救出・救助訓練	19.0	17.4
地域(職場)での話し合い	15.2	14.4
研修会や講習会	13.9	16.9
連絡網を利用した情報伝達訓練	8.7	21.2
介護を必要とする人の介助訓練	6.2	6.6
避難所体験訓練または避難所運営訓練	6.0	—
その他	2.7	1.5

防災活動に参加しなかった理由【回答者数=1,753 人】

(単位：%)

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
仕事や用事があり、都合が悪かったから	29.3	29.1	34.6	33.7	34.8
防災活動の実施を知らなかったから	28.4	26.3	26.8	26.8	25.4
地域や職場での防災活動が実施されていないから	25.8	25.4	17.5	15.1	15.4
関心が無いから	5.3	5.2	7.4	7.4	8.4
活動内容が毎年同じだから	2.2	2.9	4.1	3.7	4.2
その他	6.3	7.5	7.5	8.8	6.6
無回答	2.8	3.6	2.1	4.4	5.2

図 防災活動に参加しなかった理由（全県）

